

# 虐待・身体拘束防止に関する指針

株式会社ブライト

介護サービスセンターブライト八尾

介護サービスセンターブライト志紀

放課後等デイサービス棕の木

在宅介護支援センター権

## 身体拘束防止に関する指針

### 【1】 身体拘束防止に関する考え方

身体拘束はお客様の生活の自由を制限することであり、お客様の尊厳ある生活を阻むものである。株式会社ブライトでは、お客様の尊厳と自立を守るため、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援を実践することとする。

- (1) サービスの提供にあたっては、当該お客様または他のお客様等の生命または身体を保護するため緊急かつ、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお客様の行動を制限する行為を禁止する。
- (2) お客様個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

切迫性：お客様本人または他のお客様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### 【2】 身体拘束防止に関する基本指針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

株式会社ブライトにおいては、原則として、お客様に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他のお客様の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を介助するよう努める。

#### (3) 日常の支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

1. お客様主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
2. 言葉や応対等でお客様の精神的な自由を妨げない。

3. お客様の思いを汲み取りお客様の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
4. お客様の安全を確保する観点からお客様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束委員会において検討する。
5. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながらお客様に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

### 【3】 身体拘束に関する体制

虐待・身体拘束防止委員会の設置

#### （1） 設置及び目的

虐待・身体拘束防止委員会を設置し、身体拘束防止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束防止に関する取り組みを全職員へ指導する。

#### （2） 虐待・身体拘束防止委員会の責任者

・管理本部総務課課長

虐待・身体拘束防止委員会の構成員

・各拠点長

#### （3） 虐待・身体拘束防止委員会の開催

・6ヶ月に1回定期開催

・その他、必要な都度随時開催

### 【4】 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他のお客様の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

#### （1） 委員会の緊急開催

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束によるお客様の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てをみたしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、次回委員会にて報告する。

(2) お客様本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に対する同意書を送付する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向け拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保管し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(2)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告する。

**【5】 虐待・身体拘束防止の改善に関する新人教育・研修**

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束防止・虐待防止、人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行う。

(1) 職員教育の内容

1. 定期的な教育・研修（年1回以上）実施する。
2. 新任者に対する虐待・身体拘束防止改善のための教育・研修を実施する。
3. その他、必要な教育・研修を実施する。

**【6】 虐待防止に関する考え方**

虐待は身体的な虐待だけではなく幅広く高齢者・障害者（児）の尊厳を侵害する言葉や行動があることを理解し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、虐待防止に向けた意識を持ち、虐待をしない支援を実践する。

**【7】 虐待防止に関する基本方針**

(1) 虐待の禁止

1. 身体的虐待
2. 介護の放棄・放任（ネグレクト）
3. 心理的虐待
4. 性的虐待
5. 経済的虐待

株式会社ブライトにおいてはお客様に対する上記の虐待を禁止する。上記の物以外に

も、虐待と思われる「不適切なケア」を行わないこととする。

(2) 日常の支援における留意事項

虐待防止のために、日常的に以下のことを取り組む。

1. 暴力など明らかな虐待行為は、犯罪である即時報告を行う。
2. 適切ではない言動を見て見ぬふりをしない。
3. 一人で抱え込まず「チームケア」を行う。
4. ストレスマネジメントの実践

ストレスマネジメントに関しては年1回行い委員会では定例会議において虐待の有無（疑い）の報告を行い、虐待行為の早期発見に努める。

附則 この指針は、令和5年11月1日より施行する。